令和2年3月10日 原子力安全対策室

「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準に係る覚書」 に基づく連絡(令和2年2月分)について

本日、北陸電力㈱から「連絡基準に係る覚書」連絡区分皿(定期的に連絡するもの)(令和2年2月分)に該当する事象として、以下の連絡があった。

<u>志賀原発1号機 非常用ディーゼル発電機の潤滑油配管の</u> 溶接端部からの油の滴下について

志賀原子力発電所1号機が保有する非常用ディーゼル発電機(3台)のうちの1台について、2月6日、配管から極少量の油漏れが発見された(原因は、配管の劣化)。

なお北陸電力では、今後、新品の配管に取り替えるとともに、他の非常用 ディーゼル発電機についても調査・確認をする。

本事象による外部への放射能の影響はなかった。

連絡区分Ⅲ:原則として翌月10日までに連絡するもの

参考:北陸電力HP http://www.rikuden.co.jp/press/atomic.html

問い合わせ先

石川県危機管理監室

原子力安全対策室

外線直通 076-225-1465

県庁内線 4310

志賀原子力発電所 1 号機

非常用ディーゼル発電機の潤滑油配管の溶接端部からの油滴下について

志賀原子力発電所 1 号機(第 13 回定期検査中)において、2020 年 2 月 6 日(木) 15 時頃、非常用ディーゼル発電機^{*1} B 号機の定例試験を行っていたところ、ディーゼル機関の燃料噴射ポンプ^{*2}に潤滑油を供給する配管の溶接端部から潤滑油が滴下していることを確認しました。潤滑油の漏えい量はごく僅か(11 秒に 1 滴)であり、当該ディーゼル発電機の機能・性能に影響を及ぼすものではありませんでした。また、本事象による外部への放射能の影響はありません。

調査の結果、溶接端部の表面に長さ6mm程度の線状の傷があり、その傷から潤滑油が漏えいしていることを確認しました。

線状の傷が発生した原因は、当該ディーゼル発電機の試運転時に一時的に当該部の振れが大きくなるような回転数で運転したこと及び溶接端部に応力が蓄積したことにより発生したためと推定しています。

今後、当該潤滑油配管については、振動低減を図るとともに、溶接端部の仕上げ方法 を見直した新品配管への取り替えを行います。

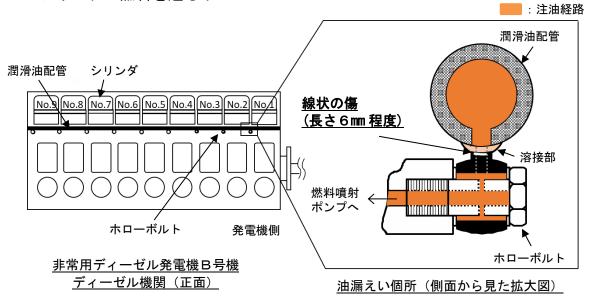
なお、志賀原子力発電所の電源は、外部電源により確保されており、万が一外部電源 が喪失した場合においても、他の非常用ディーゼル発電機により確保されます。

※1 非常用ディーゼル発電機:

発電所の外部電源喪失時に所内への電源を供給するためのディーゼル機関駆動 の非常用発電機

※2 燃料噴射ポンプ:

ディーゼル機関の各シリンダに設置されているものであり、燃料噴射管を通じてシリンダに燃料を送るポンプ



非常用ディーゼル発電機 潤滑油配管概略図